

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会（第6回）-議事要旨

日時：平成28年5月25日（水曜日）16時00分～18時20分

場所：経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

出席者

電力基本政策小委員会委員

山内小委員長、秋元委員、石村委員、大石委員、大山委員、松村委員、村上委員、村松委員、横山委員、四元委員、渡辺委員

オブザーバー

株式会社エヌネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長

経済産業省

多田電力・ガス事業部長、松尾電力・ガス取引監視等委員会事務局長、吉野資源エネルギー政策統括審議官、岸電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長、畠山電力・ガス事業部政策課長、江澤電力需給・流通政策室長、小川電力市場整備室長 他

議題

1. 小売全面自由化に関する進捗状況について
2. ネガワット（節電）取引について
3. 卸電力取引の活性化について
4. 地域間連系線利用ルールの充実に向けて
5. 小売全面自由化後における電力調査統計情報の公表等について

議事概要（自由討議含む）

1. 小売全面自由化に関する進捗状況について（資料3）

（委員等質問）

- 資料P3のスイッチング申込率について、新聞等では4月はじめの時点で1～2%と報道があった。これは旧一般電気事業者から新電力への切替のみのカウントであるが、今回お示しいただいた規制料金から自由料金プランへの切替もあわせると2～3%という数字となる。新電力への切替の割合と規制料金から自由料金への切替の割合、スイッチング割合を示すにはどちらの数字を使用するのが一般的なのか？
→（事務局）どちらが一般的かはお答えしかねるが、規制料金から自由料金への切替は、広域機関の発表データに基づくもの。本日最後の議題で統計データの公表について議論いただくが、4月から集計では更に細かく分析できるようになる。現時点では暫定データと捉えていただきたい。

（委員等意見）

- 資料P8の不具合の状況については、解消に向かっているものの、確定使用量の送付遅延は継続中である。需要家の定例の引落し日に間に合わなかつたものに加え、未だに通知がないものもあり、需要家に多大な迷惑をかけている状況。また、発電事業者の発電量データの通知も遅延しており、発電事業者への支払いが出来ていない状況。かなりの金額にのぼるため、仮払い等も検討している。一般送配電事業者には、不具合等の全容と解消目途のスケジュールを明らかにしていただきたい。

2. ネガワット（節電）取引について（資料4）

（委員等質問）

- 資料P5のネガワット事業者に求める規律について、ネガワット事業者に求められる要件はどのように機能するか。ネガワット事業者は電事法の規制下にないため、供給計画提出等の義務はない。ネガワット事業者に求められる要件の中で、需要家保護はどのように確保されるのか。結局、一般送配電事業者が責任を負うということか。

→（事務局）ネガワット事業者のうち、一定の要件を満たしたもののみインバランス供給ができる。要件チェックは、一般送配電事業者がネガワット事業者と契約するときに確認することになる。

(委員等意見)

- ネガワット取引の趣旨は2点。1つめは省エネ。2つめは、小売電気事業の過度の供給力確保を防ぎ、需給バランスの最適化を保つこと。ただし、アグリゲータービジネスによるネガワット取引だけでは需給バランスは最適化しない。瞬時調整契約など、送配電側に強制力を持たせる仕組みを残すべき。2030年の電源構成目標である再生可能エネルギー22~24%を達成しようとするとき、つまり再エネという不安定な電源が大部を占める電源構成になったときに、安定供給を確保するためにはそのような制度が必要。
- スケジュールについて、資料P2において、6~7月に全体方針の決定、7月以降に一般送配電事業者及び広域機関によるシステム整備等とある。現在、小売全面自由化に伴うシステム不具合が発生しているところ、この複雑なネガワット取引のためのシステム構築を並行して行うというのは厳しいのではないか。2017年4月1日の法施行のタイミングはあるものの、システム構築を考慮すると、段階的にネガワット取引の導入を進めていくのがよいのではないか。大規模産業用（自家発電含む）の需給調整契約によるネガワット、家庭の需要まで含めたアグリゲータービジネスによるネガワットの2種類のシステム構築を一度に行うのは困難である。現在のシステム不具合発生の状況を考慮しつつ、4月1日以降どのようにネガワット取引を進めて行くか検討しては。まずは産業界から始めてみてはどうか。
- 大規模産業用（自家発電含む）の需給調整契約によるネガワットとアグリゲータービジネスによるネガワットを同じ市場で扱うことには違和感がある。
- P9の論点③の契約の重複可能性について、瞬時調整を発動しようとした際に、別のネガワット契約で既に需要が下がっているということは実際に問題。資料では需給調整契約をどう整理するかという論点が記載されているように見えるので、その他の観点も含めしっかりと議論いただきたい。
- P4の取引量の範囲について、市場での最小単位を規定することは必要だが、需要家あたりの最小単位はアグリゲーターと需要家間で決めることがあって、この場で議論することではないのではないか。
- システム構築については、本日の午前の制度設計専門会合でもまさに議論になったところ。今後、様々な取引形態・パターンへの対応、責任の所在等についても検討が必要。そんな中、広域機関から性急にシステム構築を求められた結果、うまく稼働しないという状況は避けたいとの表明があり、もっともであると納得したところ。一律にすべての取引形態・パターンを開始するのがよいか、やりやすいものから開始し、システム対応も順次複雑化していくのか、今後の制度設計専門会合での議論の報告を受け、柔軟に検討していくべき。
- 瞬時調整契約は典型的なネガワット取引である。また、最も反応速度及び信頼性が高いネガワットであると言える。よって、送配電部門が引継ぐということかと思うが、これまでの瞬時調整契約は、需要安定のためという建前で、実態は単なる値引きに近かったのではないか。つまり、形式的には送配電部門との契約であるものの、発動しないことが前提にあり、実質的には小売部門との契約に近く、単なる値引きとして機能していたのではないか。その場合の値引き額は、それに見合う量をはるかに超えた過度な値引き額となっていたのではないかと疑っている。
もし、その値引きに対応するコストすべてが託送料金に上のせられるとなるとかなわない。この点については少し慎重に検討し、実質的には値引きだったということであれば、小売部門と需要家が交渉し、双方合意のもと継続・解約を決定することが本来は必要。機能として、建前として、送配電部門のものだったということで押し通していくべきかは疑問である。
仮に、託送料金に入れるということになると、これまでのように特定の事業者と随意契約を結ぶ形のものは託送料金にはのせてはいけない。入札によって事業者を決定し、同スペックのものであれば低価格のものに切り替えていくという形をとってはじめて託送料金にのせられるのではないか。その過程において、発電側・需要側それぞれに調整力がどれくらい必要なかという点については、広域機関で検討する必要がある。
- また、今後も瞬時調整契約で既存の契約量を確保する必要があるということを前提として議論するのではなく、まずは、本当に必要な調整力はどれくらいなのかを議論すべき。
- 事業者に対する規律を強めすぎると事業者の活躍の幅が狭められてしまうことは承知しているものの、やはり一定の規律は求めていく必要がある。そう考えたときに、ネガワットの質をどう考えるのかが取引の中で非常に重要になってくる。規律が弱い場合、ネガワットの質自体に疑問が出てくる恐れがある。全体のシステム設計と規律をどう求めしていくかはセットで考えるべき議論。詳細は別の場で議論ということだが、そういうことも念頭に置きながら議論していく必要がある。
- ネガワット事業者には事業の撤退・倒産等が頻繁に起こる可能性がある。その際に、ネガワット事業者が保有していた個人情報の不正流出等をどのように防ぐのか、電気事業法の外でどのように規制していくかについても検討いただきたい。
- 各事業者や需要家に対する適切な情報提供は非常に重要であると認識している。情報取得の方法として、スマートメーターのAJレート経由とBルート経由の2種類がある。AJレート経由の情報提供は一般送配電事業者が担うことになるが、システム開発には莫大な費用と時間を費やすことになる。また、同時期にFIT買取にかかるシステム開発も控えている。本年4月のようなシステムトラブルが起らぬよう、制度導入のスケジュールに配慮いただきたい。
- 資料P6、ネガワット事業者が一般送配電事業者や需要家と情報のやりとりをするとき、ネガワット事業者側にもシステム開発に多額の投資が必要になる。ネガワット取引をどのように展開していくか、どのような仕組みをどのようなスケジュールで提供していくか、ある程度示してもらえると投資をしやすい環境になる。

3. 卸電力取引の活性化について（資料5-1、5-2）

(委員等質問)

- 非化石電源の品質について、従来の議論では、常時バックアップと卸市場からの調達は電源構成の算定上、「その他」という扱いになっていたが、今回取引所を通すことで非化石電源の比率をあげる方向に持っていくことになると、これまでの前提を見直す方向に動

くのか。

→（事務局）資料5-1のP11に記載しているとおり、そういう論点も入っている。こちらはエネルギー革新戦略でうたっている内容。達成のために市場環境整備が必要であり、課題であると理解。取引所を経由した場合のCO2排出量のカウントと非化石電源比率の算定については、分けて議論していく。

(委員等意見)

- 究極目的が何かということを見失わないように議論することが必要。究極目的は新規参入事業者を含めたところでの競争力の強化が狙いと認識している。そのために必要な要素は何か、それに見合った手段を投じていくことが重要。必要な要素としては、量の拡大であったり、価格の変動性の話であったり、新規参入事業者が相対取引で不利な契約条件（契約期間が長い、不利な価格設定等）となっていることの解決等。それぞれの要素に対して、例えば、量の拡大のためには市場に出すことが大事なのか、また、相対取引であれば、自治体などがこれまで随意契約をしていたところを、一般競争入札への切替えを促すような働きかけを行う。ガイドラインだけでなく、モニタリングも組み合わせて実行性をあげるなどを議論していく必要がある。

このように要素を分けて手段を考えて行かなければ議論を見失ってしまう。量の増大を要求するのであれば、一般送配電事業者からは価格の設定において、従来のように可変費用だけでなく固定費用もみてほしいという話になるし、非化石電源についても卸取引市場とあわせて考えていくということであれば、FIT電源の費用負担をどうするかについてもあわせて議論していく必要がある。

- 競争環境促進が目的ではなく、長期的に費用対効果の高い対策をとっていくことが最重要と捉えている。もちろんその中でCO2の問題など別の問題もあるが、逆にその点を確保したうえで本件を議論すべきである。取引所の拡大は、短期的には効率面を高める上でよい面もあるが、一方で、長期的に見ると効率性とのギャップが生じる可能性が懸念される。そこに対してどういったバランスを取っていくかが重要。例えば、原子力を切り出すという話になってきたときに、状況を判断しながら方法を考えて行く必要がある。原発がほとんど稼働していない状況で、原発稼働のインセンティブが阻害されないかが懸念材料。全体像・長期的な時間スケールを見ながら対応をしていくべき。特に、FIT電源が入ってくると取引価格が下がって、原発が稼働しないという事態になりかねない。取引所活性化はよいことだが、卸取引活性化、競争環境促進といったことに目標を定めてしまうと、全体像がゆがんでくるのではないか。その点をよく検討いただきたい。

4. 地域間連系線利用ルールの充実に向けて（資料6-1、6-2）

(委員等意見)

- 先着優先について、透明性・公平性だけが問題であるという点は正確ではない。自分以外の全ての事業者の電源の情報が共有されている場合と、自分の電源の情報のみわかっている場合とで、両方同じ効率性になるはずがない。効率性の観点から先着優先というのは問題がある。
- また、この議論には時間がかかるため、先行的に、実験的に実証を行うということだが、本件についてはこれまでずっと議論されており、広域機関でも勉強会を開催してきた。この場で非常に時間がかかることをオーソライズする意味はあるのか。一刻も早くルール策定せよと、は言わないが、特区的なところで実験・検証をした後に全国に展開するというスケジュール感での実施が必要なまでに議論は停滞していないと認識。もし、ここで考えているスケジュールが数年後に出来る空き容量を使って数年間の実証を行うというものであれば悠長すぎる。
- 勉強会の内容はかなり複雑。既に制度を導入している米国・欧州もかなり複雑にパッチ等も導入し補正しながら対応している状況。拙速ではなく良いものを作るように議論していくはどうか。直近の課題に関しては都度対応していけばよい。よって、スケジュール感に違和感はない。

5. 小売全面自由化後における電力調査統計情報の公表等について（資料7）

(委員等意見)

- 自治体の温暖化対策をサポートしている方からのご意見を紹介したい。自治体では温暖化対策法に対してそれぞれ計画を策定し、条例を制定し、具体的なアクションをとり、CO2排出量削減に対してどれくらい成果が出ているかをモニタリングしているところが多い。従来であれば旧一般電気事業者とのやりとりだけではなくどの情報収集ができるか、今般の自由化により、広範な事業者とやりとりしなければ情報収集ができなくなったという不具合が生じている。このようなステークホルダーの方もいるので、情報を出す際にはこういった声にも耳を傾けていただきたい。
- 資料P12～14の第4回で議論した消費者にどういった情報を提供すべきかに関連して、東電の電気使用量のお知らせの裏面の内容が4月から変更された。議論では提供必須ではないとされた託送料金相当額の内訳等、これまで記載のなかった情報が記載されるようになった。今回の資料ではHPに情報掲載することだが、HPを確認する消費者は少数のため、他事業者も東京電力に倣って記載してはどうか。

総括

(事務局)

- 次回は6月下旬以降の開催を予定。

以上

関連リンク

電力基本政策小委員会の開催状況

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業課 政策課電力市場整備室
電話：03-3501-1748
FAX：03-3580-8485

最終更新日：2016年6月3日